令和５年度　守山駅東口再整備基本計画策定業務
公募型プロポーザル方式実施要項

１　事業の背景・目的について

(1) 守山市について

滋賀県南部に位置し、母なる湖「琵琶湖」に面する守山市は、『のどかな田園都市』を基本理念に、都市と田園地帯、琵琶湖が共生する形で、今日まで「住みやすいまち」として順調に発展してきているなか、人口が年間 500 人程度増加し続けており、令和５年２月時点で 85,662 人となっている。

(2) 事業の目的について

JR 守山駅東口において、人口や駅利用者の増加、さらに令和 7 年度に予定される民間企業研究開発拠点施設の整備・稼働を契機として、守山駅周辺における中心拠点形成の一端を担う駅東口周辺の土地利活用推進を目指しており、令和 4 年度には、今後の駅東口再整備に向けた議論を進めていくための基礎資料となる基本構想を策定した。

本業務では、令和 4 年度に策定した「守山駅東口再整備基本構想」をふまえて、市民、駅利用者の意見や関係者、関係機関、さらには民間事業者等関係各者の意見を踏まえながら「(仮称)守山駅東口再整備基本計画策定委員会」において議論を深め、行政および関係各者と共有される整備計画を立案すると共に、実現に向けた整備手法や事業スキームを検討し、駅西口との連携を含めた、守山駅東口としての再整備基本計画を策定することを目的とする。

２　業務概要について

(1)　業務名称　守山駅東口再整備基本計画策定支援業務

(2)　業務場所　守山市浮気町地先他

(3)　業務内容　別紙「仕様書」のとおり

(4)　履行期間　契約締結日から令和６年３月 31 日まで

※関係者等との調整に時間がかかるなどを理由として、市議会の議決が得られた場合は履行期間を延長することがある。

(5)　委 託 料　20,600,000 円（消費税および地方消費税含む）を上限とする。

(6)　発 注 者　守山市長　森　中　高　史

(7)　事 務 局　守山市役所都市経済部　都市計画・交通政策課

（住所）　滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号

（電話番号）077-582-1132　　（FAX 番号）077-582-6947
（メールアドレス）toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp
（ホームページアドレス）http://www.city.moriyama.lg.jp/

３　プロポーザル方式の採用理由について

基本計画の策定にあたっては、「守山駅東口再整備基本構想」を踏まえて、本市が求める駅東口再整備についての、課題に対する考え方や、スケジューリング等に関する提案を公募し、経験と実績に基づく創造力、課題解決力等を有した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

４　契約予定者等の選定までのスケジュール

	項目	日程(案)
1	プロポーザル公告	令和５年４月19日（水）
2	参加表明書提出書類に係る質疑提出期間	令和５年４月20日（木）から 令和５年４月25日（火）正午まで
3	２の質疑に関する回答	令和５年４月28日（金）正午
4	参加表明書等の提出期限（一次審査）	令和５年５月８日（月）正午まで
5	一次審査の結果通知	令和５年５月12日（金）
6	説明会の開催	令和５年５月18日（木）
7	企画提案書等の提出に係る質疑提出期間	令和５年５月19日（金）から 令和５年５月23日（火）正午まで
8	７の質疑に関する回答	令和５年５月26日（金）正午
9	企画提案書等の提出期限	令和５年６月７日（水）正午まで
10	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和５年６月13日（火）予定
11	選考結果通知	令和５年６月20日（火）予定
12	契約締結	令和５年６月27日（火）予定

５　プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

６　参加資格条件

以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業または(2)に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

(1)　単体企業の場合

次に示す全ての要件を満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと

イ　客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ｱ)から(ｵ)の要件に該当する者でないこと。

(ｱ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(ｲ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ｳ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(ｴ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(ｵ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ　国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ　本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。

オ　次のいずれかに該当する者でないこと。

(ｱ) 役員等（本プロポーザルに参加しようとする法人の役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(ｲ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ｳ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(ｴ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ｵ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の３第１項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けていること。

キ　国土交通大臣による登録制度、土木関係建設コンサルタントの「道路部門」及び「都市計画及び地方計画」に登録があること。

ク　測量法第 55 条の登録を受けていること。

ケ　近畿２府４県に主たる営業所を有する者または、委任のある営業所等を有する者

コ　過去 10 年以内に（平成 25 年４月１日以降）に契約履行が完了した、国または地方公共団体が発注した鉄道駅を含むエリアにおけるまちづくり全体の調査検討、構想、計画の策定業務を元請として受注した実績があること。

サ　業務実施体制に関する要件

管理技術者および照査技術者として技術士（建設部門の「都市及び地方計画」または総合技術管理部門の「都市及び地方計画」）を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務はできない

(2)共同企業体の場合

ア　共同企業体に関する要件

(ｱ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の共同企業体の構成員または協力事業者でないこと。

(ｲ) 構成員は５者以下とし、その出資比率はそれぞれ 12%以上であること。

(ｳ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

イ　すべての構成員に関する要件

上記(1)アからオに掲げる条件をすべて満たしていること。

ウ　いずれかの構成員に関する要件

上記(1)カからクに掲げる条件を、いずれかの構成員が満たしていること。

エ　代表構成員に関する要件

(ｱ) その他の構成員の出資比率を上回ること。

(ｲ) 上記(1)ケおよびコに掲げる条件を満たしている者であること。

(ｳ) 上記(1)サに掲げる管理技術者および照査技術者を配置すること。

7　参加表明書等の提出について

(1) 参加表明書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便)、宅配便（信書については不可）または持参により提出すること。(提出期限内に必着（分割提出可）のこと。)

イ 提出書類(それぞれの様式に添付書類の記載がある場合は添付すること)

(ｱ) 参加表明書兼誓約書【様式第１号】

(ｲ) 提案者の業務実績【様式第２号】

(ｳ) 業務実施体制書【様式第３号】

(ｴ) 監理技術者の経歴等【様式第４号】

(ｵ) 担当技術者の経歴等【様式第５号】

(ｶ) 基本構想図に対する考え方【任意様式】※A3（片面）・１枚以内とする。

(ｷ) 建設コンサルタント現況報告書写し

ウ 添付書類

(ｱ) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合に添付する。参考様式１「委任状」をもとに作成すること。）

(ｲ) 登記事項証明書の写し

(ｳ) 建築士事務所登録証明書の写し

(ｴ) 共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要。協定書については、参考資料「共同企業体協定書」を基本に作成すること。）

(ｵ) 役職員名簿（共同企業体により参加の場合は、構成員毎に作成すること。）

(ｶ) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し

① 国　　税　　法人税、消費税および地方消費税（その３の３）

② 都道府県税　法人都道府県民税、法人事業税

③ 市町村税　　法人市町村民税

注１：「令和５年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録がある者については、添付書類の提出は不要とする。ただし、共同企業体により参加する場合は(ｴ)の写しを提出すること。

注２：登記事項証明書、建築士事務所登録証明書および納税関係証明書の各写しについては、本業務の実施にかかる公告をした日の前日において発行後３か月以内のものに限る。

注３：納税関係証明書について

・国税については、免税業者の方についても提出すること。

・本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。

・共同企業体により参加する場合は、すべての構成員（協力事務所を除く。）の証明書を提出すること。

・証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと。）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。

エ 提出期限　令和５年５月８日（月）正午まで

オ 提出部数　参加表明書兼誓約書【様式第１号】：正本１部

それ以外の提出書類は正本１部、副本８部

添付書類は正本１部

※別途、PDF データを保存した CD-R を１枚提出すること。

(2) 提出先

前記２(7)に記載の事務局に同じ。

(3) 参加表明書等の作成および記載上の留意事項

ア 参加表明書等の作成方法

参加表明書等の様式は、様式第１号から様式第５号に示すとおりとする。なお、構想に対する考え方は任意様式とする。

イ 重複申込

同一企業の本社および支店等による重複申込および人的関係または資本関係がある企業による重複申込は不可とする。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書兼誓約書【様式第１号】	・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、JV 名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。
提案者の業務実績【様式第２号】	・本プロポーザルに参加する者の上記６（１）コの要件に関する業務実績について記載する。 ・守山市周辺において過去５年以内（平成 30 年４月１日以降）に契約履行が完了した、国または地方公共団体が発注したまちづくりの調査検討、構想、計画の策定業務の実績について記載する。 ・過去５年以内（平成 30 年４月１日以降）に契約履行が完了した、国、地方公共団体または組合が発注した土地区画整理事業

	や市街地再開発事業等のまちづくりの整備に係る業務実績について記載する。
業務実施体制書【様式第３号】	・本業務の実施体制（管理技術者、担当技術者、照査技術者）について記載する。 ・本プロポーザルに参加する者との雇用関係が確認できる書類を添付する。
管理技術者の経歴等【様式第４号】	・管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格を記載する。 ・管理技術者として技術士（建設部門の「都市及び地方計画」または総合技術管理部門の「都市及び地方計画」）の資格を確認できる書類を添付する。 ・その他の保有資格がある場合は、その資格が確認できる書類を添付する。 ・業務の実績について記載する。 ・上記業務の実績が確認できる書類を添付する。
担当技術者の経歴等【様式第５号】	・担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格を記載する。 ・保有資格がある場合は、その資格が確認できる書類を添付する。 ・業務の実績について記載する。 ・上記業務の実績が確認できる書類を添付する。 ・手持ち業務の状況について記載する。 ・業務の受注状況が確認できる書類を添付する。
基本構想図に対する考え方【任意様式】	・守山駅周辺の状況を把握するなかで、守山駅東口再整備基本構想内にある基本構想図（A 案、B 案、C 案）の長所・短所についてそれぞれ分析を行い整理し、A3（片面）・１枚以内（任意様式）にまとめること。

８ 説明会の開催について

(1) 日時

令和５年５月 18 日（木）　午後２時から１時間程度（予定）

(2) 場所

守山市役所３階　東棟３階（予定）

(3)内容

本業務の概要説明およびこれまでの検討経過等

(4)対象者

一次審査により選定された者

(5)参加方法

・令和５年５月 17 日（水）正午までに前記２(7)に記載の事務局まで①事業者名、②参加人数、③担当者名、④担当者連絡先を記載の上、電子メールで申し込みを行い、その後電話連絡を入れること。

・一次審査により選定され企画提案書を提出する事業者にあたっては、必ず参加するものとし、出席しない場合は企画提案書を提出することができない。

・説明会開催場所、時間等の詳細な情報については一次審査結果と同時に改めて通知する。

9　企画提案書等の提出について

(1)　企画提案書等の提出方法

ア　提出方法

郵送（簡易書留郵便)、宅配便（信書については不可）または持参により提出すること（提出期限内に必着のこと。)。

イ　提出書類

(ｱ)　企画提案書等提出書兼誓約書【様式第６号】

(ｲ)　企画提案書【任意様式】

(ｳ)　特定テーマに対する企画提案書【任意様式】

(ｴ)　見積書【様式第７号】

※(ｲ)(ｳ)は任意様式とする。

ウ　提出期限

令和５年６月７日（水）正午まで

エ　提出部数

正本１部、副本８部とする。

※別途、PDF データを保存した CD-R を１枚提出すること

(2)　提出先

前記２(7)に記載の事務局に同じ。

(3) 企画提案書について

令和４年度策定の「守山駅東口再整備基本構想」および本業務仕様書を踏まえ、守山駅東口再整備基本計画の策定にあたっての課題や解決策、業務手順・工程等を提案すること。提案の様式は任意とする。

(4)　特定テーマに対する企画提案書について

(3)記載の企画提案のほかに、提案を求める特定テーマは下記の(1)から(3)とする。提案の様式は任意とする。

テーマ	内容
特定テーマ１： 市民・駅利用者などとの合意形成の取組方法	仕様書第４条１．（２）「アンケート調査等の実施」を含めて、市民、駅利用者、周辺住民からの意見聴取、集計、解析を効果的・効率的に行うなかで、合意形成を得るまでの手法や取組などの具体的な方策
特定テーマ２： 民間参入調査および活用方法	仕様書第４条１．（３）④「民間活力による施設立地の可能性検討」において、実施時期・回数、調査内容、集約方法、立地に向けた条件整理などについて、本市の状況に適した具体的な方策
特定テーマ３： 駅周辺の活性化に寄与する東西連携方法	守山駅周辺の活性化を図るためには、東口と西口を連携させていくことが重要であり、特に歩行者（自転車を含む）については賑わい創出に大きく影響するものであることから、駅周辺の状況などをふまえたスムーズな東西の往来や回遊性を高める動線などの具体的な方策 ※このテーマの内容については、計画策定を進めていくなかで、様々な課題をクリアでき最適であると判断できる場合に計画へ反映させる。

(5) 企画提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書等提出書兼誓約書【様式第６号】	・企画提案書等を提出する者は、住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・共同企業体として参加する場合は、共同企業体名と、代

		表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・提案書等の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。
企画提案書全般		・別途、PDF データを保存した CD-R を 1 枚提出する。 ・提出物ついては、一般に公開する可能性があることに留意すること。また、事務所名やロゴなどの事務所が特定できる表現を記載しない。 ・各テーマの記載配分、配置は任意とする。
	企画提案書【任意様式】	・「守山駅東口再整備基本構想」および本業務仕様書を熟読のうえ、前記 9(3)に対する提案書を作成する。
	特定テーマに対する企画提案書【任意様式】	・「守山駅東口再整備基本構想」および本業務仕様書を熟読のうえ、前記 9(4)に対する特定テーマ(1)から(3)に掲げる企画提案について作成する。
見積書 【様式第 7 号】		・審査の結果、契約予定者に特定された場合は、本見積書に記載された見積額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額となることから、本要項、守山駅東口再整備基本構想をもとに、参加表明書等および企画提案書等の内容を精査し、本業務に必要な額を見積ること。なお、見積金額については、税抜き価格を記載すること。

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する「守山駅東口再整備基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、あらかじめ定めた評価基準および評価配点に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

(2) 評価基準および評価配点

ア　第一次審査

評価項目	評価の	評価基準	配点

	着眼点		
参加表明者（企業）	実績	実施要項６（１）コに当てはまる実績で評価する。（５件以上５点、４件以下３点） ※件数については、受注業務ごとにカウントする。	5
	地域精通度	守山市周辺において、過去５年以内（平成30年４月１日以降）に契約履行が完了した、国または地方公共団体が発注したまちづくりの調査検討、構想、計画の策定業務の実績がある場合について評価する。 （守山市内における実績5点、滋賀県内における実績3点） ※守山市内、滋賀県内、どちらかで得点が高いものを採用し、どちらにも当てはまらない場合は0点とする。	5
業務実施体制	管理技術者	実施要項６（１）コに当てはまる実績で評価する。（３件以上５点、２件以下３点）	5
	担当技術者	実施要項６（１）コに当てはまる実績で評価する。（３件以上５点、２件以下３点） ※複数配置する場合は平均点を採用する。	5
		担当技術者の手持ち業務件数で評価する。（２件以下５点、３件以上３点） ※複数配置する場合は平均点を採用する。 ※基準日は参加意思表明書の提出日とする。	5
基本構想図に対する考え	分析	背景などをふまえた現状を把握できている、多角的な視点を持てている、細部まで分析できており内容が具体的である、明瞭にまとめられている、視覚的にわかりやすく整理されている、ものについて優れていると評価する。	25

イ　第二次審査

評価項目	評価の着眼点	優れている場合の判断基準（提案額は判断基準）	配点

全体	総合評価	仕様書の内容を的確にとらえ、明確かつ具体的である	50
	業務理解度	目的、条件、背景の理解度が高い	
	実施手順	実施方針・フローの妥当性が高く、明確に示されている	
	工程計画	業務量等が工程に反映され、実施手順と工程計画に連動性・整合性がある	
	業務体制等	業務目的を達成するための合理性が高く十分な業務体制であることや、整備手法を検討するための実績を有している	
	独自提案	仕様書に定めのない独自提案があり、効果的・効率的である	
【特定テーマ１】 市民・駅利用者などとの合意形成の取組方法	多角性	立案にあたって幅広い角度から手法を検討している	20
	的確性	周辺環境や地域特性などの条件との整合性が高い	
		着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており効果的・効率的である	
	実現性	提案内容を裏付ける業務実績や説明がある	
【特定テーマ２】 民間参入調査および活用方法	多角性	立案にあたって幅広い角度から手法を検討している	20
	的確性	周辺環境や地域特性などの条件との整合性が高い	
		背景、現状、課題などをふまえ、手法や項目が論理的に整理さており効果的・効率的である	
	実現性	提案内容を裏付ける業務実績や説明がある	
【特定テーマ３】 駅周辺の活性化に寄与する東西連携方法	独創性	新たな視点で課題整理や手法検討などを行っている	20
	関連性	鉄道会社との調整をふまえた内容となっている	
	回遊性	東西の往来がスムーズであり、賑わい創出や周辺エリアの活性化に効果が高い	

	実現性	周辺環境、地域特性、費用面などをふまえ、実現性が見込める	
	視認性	イメージパースなどを使い、分かりやすい工夫をしている	
提案額		点数=20点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額　※小数点以下切り捨て）	20

(3) 第一次審査（企画提案書等提出者の選定）

ア　第一次審査の方法

(ｱ)　参加表明書兼誓約書等を提出した者について、第一次審査評価基準に基づき、参加表明書兼誓約書等の提出書類について評価を行う。

(ｲ)　評価点の高いものから５者程度を企画提案書等の提出者（第一次審査通過者）として選定した旨の通知を行うとともに、企画提案書等の提出要請書を送付する。

(ｳ)　各審査員が参加表明書兼誓約書等の内容を採点し、全審査員の平均得点により順位を決定し、提案者の上位５者程度を第二次審査へ進むことができる。ただし、提案者が５者未満の場合は第１次審査を行わない。

(4) 第二次審査（契約予定者等の選定）

ア　第二次審査の方法

(ｱ)　企画提案書等提出書兼誓約書等を提出した者（第一次審査通過者）について、第二次審査評価基準に基づき、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによって評価を行う。

(ｲ)　各審査員が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査して採点し、全審査員の平均得点に第一次審査の得点を加算した得点が最も高かったものを契約予定者として決定した旨の通知を行う。

(ｳ)　合計得点が最も高い提案者が２者以上あったときは、当該提案者の中から審査員の多数決によって、契約予定者を選定する。

(ｴ)　契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かったものから順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。

イ　第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

(ｱ)　実施場所　守山市役所３階　31会議室（予定）

(ｲ)　日時　令和５年６月13日（火）午後１時30分から午後５時15分（予定）

(ｳ)　発表時間　30分（提案者からのプレゼンテーション20分程度、質疑応答10

分程度）

(ｴ) 出席者は管理技術者および担当技術者を含む５名以内とし、説明については管理技術者または担当技術者を中心に行うこと。

(ｵ) パソコンおよびプロジェクターまたは、パソコンおよびディスプレイを使用したプレゼンテーションとする。参加者が用意する物などの詳細については別途通知する。

(ｶ) プレゼンテーション及びヒアリング及び審査は非公開とする。

(ｷ) プレゼンテーション及びヒアリング時の追加資料は受理しない。

(ｸ) 実施場所、日時等の詳細については第一次審査通過者へ別途通知する。

(5) 審査結果の通知

ア　第一次審査結果の通知

令和５年５月12日（金）に書面にて通知する

イ　第二次審査結果の通知

令和５年６月20日（火）に書面にて通知する

(6) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書等の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取扱う。この場合は「特定」とあるものを「選定」と読み替える。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ｱ) 受付場所　前記２(7)に記載の事務局に同じ

(ｲ) 受付時間　午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

11　質疑について

本プロポーザルに関連して疑義のある者は、質問書【様式第８号】にて、下記の期日までに事務局宛に提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、電話および口頭による受付は行わないので留意すること。

質問書の内容およびそれに対する回答は事務局ホームページに掲載する。

〇参加表明書等に関すること

提出期限　令和５年４月20日（木）から

令和５年４月25日（火）正午まで

回答　　　令和５年４月28日（金）正午

〇技術提案書等に関すること

提出期限　令和５年５月19日（金）から

令和５年５月23日（火）正午まで

回答　　　令和５年５月26日（金）正午

12　その他の留意事項

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書等は返却しない。

(2) 提出された書類等に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、情報公開の対象文書（個人情報は非公開）となる。

(3) 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、業務実施体制書【様式第３号】に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の承諾を得なければならない。

(4) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 参加表明書等および企画提案書等（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

(6) 契約予定者の選定後、発注者等との協議の上、具体的な基本計画の策定を進めるため、企画提案や特定テーマに対する提案について、全てが直接的に基本計画の策定に反映されるものではない。

13　問い合わせ先

〒524－8585　滋賀県守山市吉身二丁目５番22号

守山市役所都市経済部　都市計画・交通政策課

（電話番号）077-582-1132　　　（FAX番号）077-582-6947

（メールアドレス）toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp